

## 定年後再雇用規程

### 第1条(目的)

この規程は、就業規程第24条に基づき、職員で定年退職(満65歳に達した年度)の次年度より、嘱託として再雇用される者の身分について定めるものである。

### 第2条(定年後再雇用の定義)

定年後再雇用者とは、定年退職(満65歳に達した年度)の次年度から協会と再雇用契約を締結して5年間(満70歳に達した年度の末日まで)、非正規職員として、勤務する職員をいう。

### 第3条(基準)

定年退職者が引き続き勤務を希望した場合には、就業規程第25条の退職事由又は第29条の解雇事由に該当しない限り、希望者全員を定年退職の次年度から満70歳に達した年度の末日まで継続雇用する。

### 第4条(職場及び職種の設定)

再雇用する者の職場および職種は本人の希望、技能、経歴、適正等を勘案し、決定する。

### 第5条(役職解任)

定年時に役職にある者については、役職を解任しての再雇用とする。ただし、協会が必要と認めた者については、役職のあるままで再雇用することがある。

### 第6条(雇用期間)

再雇用期間については、1年の契約とし、70歳まで毎年更新を行う。

### 第7条(給与)

再雇用後の給与については、定年時の賃金を考慮し、個別の雇用契約で定めるものとする。

### 第8条(退職)

次の場合は退職とし、雇用関係は消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 70歳に達したとき。
- (3) 退職申出が承認されたとき。

### 第9条(労働条件)

再雇用の条件は次のとおりとする。

- (1) 労働時間・休日  
個別の雇用契約で決定する。
- (2) 定期昇給

毎年更新する雇用契約で決定するが、原則として定期昇給は行わない。

(3) 有給休暇

年次有給休暇の付与ならびに実施については、職員として引き続き在籍したのものとして取扱う。

(4) 賞与

会長が決定する。

(5) 退職金

嘱託については支給しない。

(6) 就業規程の適用

個別の雇用契約で定める他は就業規程及び就業規程に基づく諸規程を準用する。

附則

この規程は令和7(2025)年4月1日より施行する。